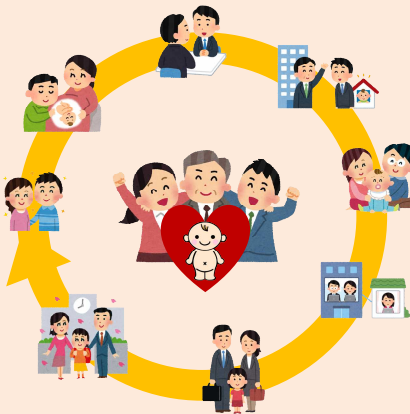


高知県職員

概要版

共働き・共育て サポートプラン

～県庁が隗より始める「共働き・共育て」～



イクボス宣言

県では、すべての人が希望に応じて、家庭でも仕事でも活躍できる高知を目指して、県内の各種経済団体などと共に、「共働き・共育て」推進の「こうち共同宣言」を行いました。

この宣言に従って、男女間で育児や家事の負担を分かち合う生活スタイルをオール高知の県民運動として推進しています。

高知県庁では、隗より始める取組として「高知県職員共働き・共育てサポートプラン」を着実に実行することで、男性育休の取得促進を原動力に、共働き・共育ての生活スタイルの普及を図ります。

そのためにも、私は、職員の仕事と家庭の両立を支援すると同時に、自らも仕事と私生活の充実に取り組む「イクボス」となり、先頭に立ってこの取組を推進します。

令和7年4月
高知県知事 濱田 省司



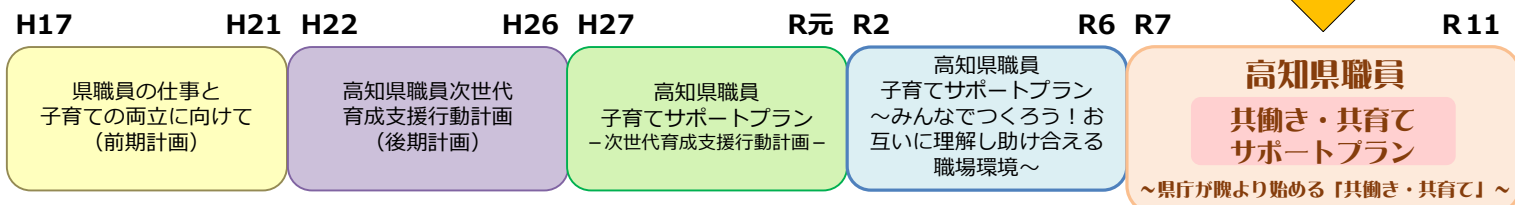
※「イクボス」とは…

職場で共に働く部下のワーク・ライフ・バランスを考え、キャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司のこと。

1 プランの概要

【位置づけ】

- このプランは、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第19条に基づく特定事業主行動計画として、県が職員を雇用する「事業主」の立場で策定したものです。
- 令和7年度から令和11年度までの5年間における県職員の仕事と子育ての両立支援に関する取組をまとめています。
- これまでも、特定事業主行動計画として4つの計画を策定しており、これらの計画に引き続くものとなっています。



【実施期間】

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

【推進体制】

- ・ 管理部門や管理職員が実施主体となり、職員に対する研修や周知を徹底。
- ・ 毎年、目標の達成状況や取組状況等を把握し、必要に応じて取組内容の見直しを実施。

2 プランのポイント

- 🚩 **トップをはじめとした全職員による支援体制を強化**
- 🚩 **働き方改革（長時間労働削減、多様な働き方、休暇を取得しやすい環境づくり）をさらに推進**
- 🚩 **育児休業の取得促進と育児休業から復帰後も共働き・共育てを継続するための環境整備**

みんなで目指します！

- 「困ったときはお互い様」と世代を超えて協力し、支え合う職場環境
- すべての職員にとって、「仕事と生活が両立できる」職場環境
- 男性職員の育児休業等の取得があたりまえとなり、「共働き・共育て」が根付いた職場環境

3 プランの目標

📢 育児休業取得率

対象者	令和11年度末時点
子どもが生まれた男性職員	100% (1月以上の育児休業取得)
子どもが生まれた女性職員	100%

📢 配偶者の出産休暇・男性職員の育児参加休暇

子どもの生まれたすべての男性職員があわせて5日以上 of 休暇を取得する

対象者	令和11年度末時点
男性職員	100%

📢 時間外勤務の縮減

令和11年度末時点
月45時間超の職員数10%減（令和5年度比・のべ人数）

みんなで達成！



4 具体的な取組内容



職員の勤務環境に関すること



すべての職員のために

トップからのメッセージの発信

- ・全職員に向けた知事からのメッセージの発信（「イクボス宣言」など）

「仕事と子育ての両立」等について学ぶ機会の提供

- ・キャリアアップ研修の実施
- ・管理職員の意識向上
- ・制度説明会等の実施
- ・子育て支援サークルの立ち上げ

時間外勤務の縮減等

- ・管理職員や職員の意識向上と仕事の進め方の見直し
- ・一斉定時退庁日の実施
- ・デジタル化の推進

次世代育成支援の取組に対する人事評価の適切な運用と周知

- ・次世代育成支援の観点での評価項目の周知
- ・管理職員のイクボス度を評価する仕組みの検討
- ・業務をサポートした職員に支援実績に応じた勤勉手当の加算措置

効果的な情報提供

- ・ホームページ、各種資料の整備
- ・相談体制の構築及び相談先の周知
- ・啓発式アンケート実施

人事上の配置や業務分担等の見直し

- ・子育てを行う職員に対する人事や業務上の配慮
- ・会計年度任用職員によるワーク・ライフ・バランス定員の新設

休暇の取得促進

- ・年次有給休暇の計画的な取得促進
- ・家族の看護、介護のための特別休暇等の取得



父親・母親になる職員のために

管理職員との面談などを通じた情報の提供

- ・職員の状況を早期に把握
- ・育休体験談、制度利用者の紹介
- ・妊娠報告時などに子育てサポート面談を実施

育児休業等を取得しやすい環境づくり

- ・「男性職員の育休等取得支援プログラム」の実施（知事メッセージの送付、取得計画の作成、バックアップ体制の構築等）



父親・母親になった職員のために

管理職員との面談

- ・産休や育休取得前、職場復帰前に子育てサポート面談を実施

育児休業等を取得しやすい環境づくり（再掲）

- ・育児休業等の制度の周知
- ・代替職員の確保



仕事と子育ての両立のために

共育での支援

- ・「共育支援プログラム」の実施（育休取得後も面談を継続、バックアップ体制の構築等）

緊急時の預け先確保

- ・ファミリー・サポート・センター、病児保育の周知
- ・民間の一時預かり施設の利用支援

子育てを行う女性職員の活躍推進

- ・キャリアプランの形成を支援

多様な働き方の拡大

- ・テレワークの拡充
- ・フレックスタイム制の導入の検討



出会いや結婚への支援を希望する職員のために

「仕事と子育ての両立」等について学ぶ機会の提供（再掲）

- ・関連する情報提供



地域の子育て支援に関すること



子育てに関する地域貢献活動への参加

高知県の少子化対策施策等の紹介

- ・高知県の少子化対策施策や取組の周知



子どもが県庁とふれあう機会の充実

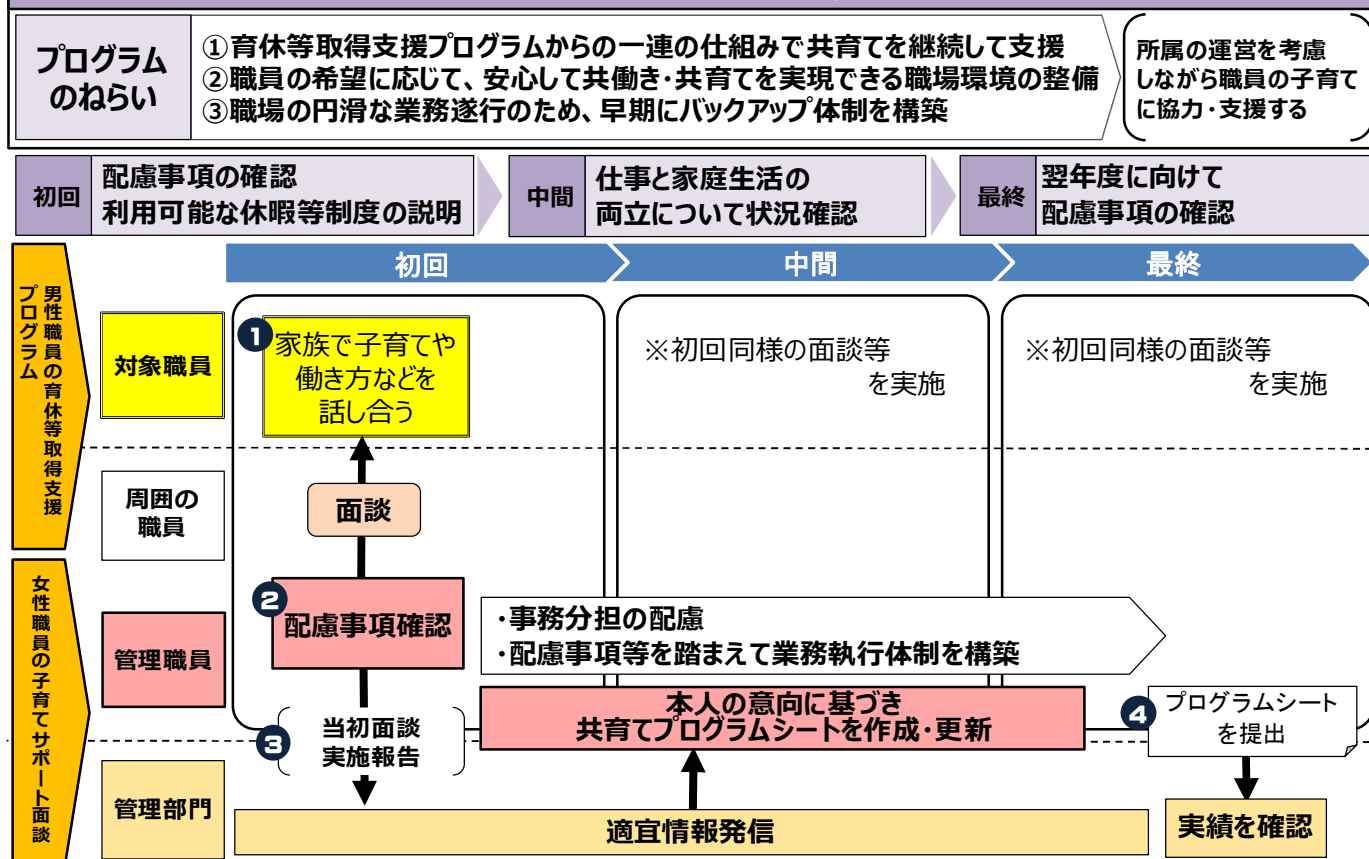
ホームページの充実

- ・県が運営するホームページの子ども向けページを適宜更新

「共育て支援プログラム」をはじめます！

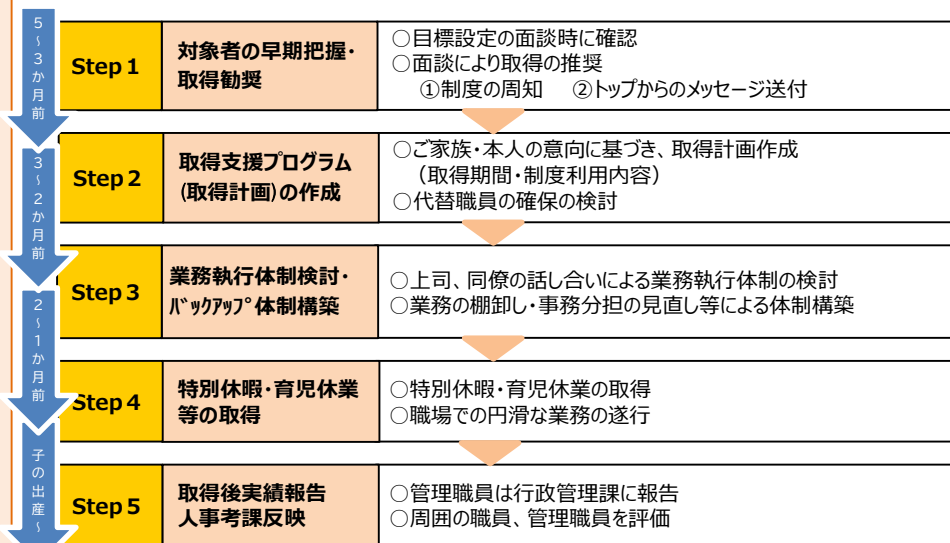
- 子育て中の職員がパートナーとともに**共働き・共育てができるよう支援**します。
- 定期的に面談を行い、**子育ての状況や配慮を希望する事項**を聞き取り、活用可能な休暇制度の説明や職場において公務に支障の無い範囲で**配慮**を行うなど一連の取組を行います。

共育て支援プログラムの概要



男性職員の育休等取得支援プログラム

- 「**1月以上育休を取得すること**」を目指して、取組を推進します。
- 対象職員の早期把握、育児に伴う休暇・休業取得の呼びかけ、取得計画の作成、バックアップ体制まで一連の仕組みに引き続き取り組みます。



子育てサポート面談

これから子育てを迎える職員の悩みや不安を解消し、仕事と子育てを両立できるようサポートするため、各所属において「子育てサポート面談」を実施します。

- ① 女性職員から妊娠の報告を受けたとき 又は 子が誕生する予定の(誕生した)男性職員の情報を得たとき
- ② 産前・産後休暇又は育児休業の取得予定の1か月前になったとき
- ③ 産後休暇又は育児休業から職場復帰予定の1か月前になったとき



問い合わせ先

